た書面は、二営業年度。以下同じ。)における取引及び収支の予想を記載して、業務開始後三営業年度(営業年度の期間が一年以上の場合において六 資金調達の方法に関する書面	五 金銭又は有価証券の貸付の条件に関する書面該証券取引所又は当該証券業協会と締結した契約に関する書面の写開設する店頭売買有価証券市場の決済機構を利用することについて当人、対策六十七条第一項に規定する証券業協会をいう。以下同じ、)が		を誓約する書面第百五十六条の四第二項第四号イから八までの規定に該当しないこと二 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法一 登記簿の謄本	する。)第百五十六条の三第三項に規定する書類は、次の各号に掲げるものと第一条「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。(免許申請書の添付書類)	改正案
た書面は、二営業年度。以下同じ。)における取引及び収支の予想を記載し七 業務開始後三営業年度(営業年度の期間が一年以上の場合において六 資金調達の方法に関する書面	五(金銭又は有価証券の貸付の条件に関する書面) 子がと綺緑した契約に関する書面の写	ーfi にでもりに関する書面)居 をいう。以下同じ。)の決済機構を利用することについて当該証券取四 免許申請者が証券取引所(法第二条第十一項に規定する証券取引所三 株主の氏名又は商号及びその有する株式の数を記載した書面	を誓約する書面 第百五十六条の四第二項第四号イから八までの規定に該当しないこと二 役員の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその者が法一 登記簿の謄本	する。)第百五十六条の三第三項に規定する書類は、次の各号に掲げるものと第一条「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。(免許申請書の添付書類)	現

第一条の二 2 **+** \equiv _ + 以下同じ。 八 省令で定める業務は、 九 (兼業業務の範囲 証券金融会社(法第二条第二十一項に規定する証券金融会社をいう。 取引所又は当該証券業協会と締結した契約を変更したとき 速やかに金融監督庁長官に届出をしなければならない る店頭売買有価証券市場の決済機構を利用することについて当該証券 る事項を除く。 況を記載した書面 て金銭又は有価証券を貸し付けている場合においては、 免許申請の際現に証券取引所の会員又は証券業協会の協会員に対し 証券取引所が開設する取引所有価証券市場又は証券業協会が開設す 業務の内容及び方法(法第百五十六条の七第一項に定める認可に係 定款(認可及び承認に係る事項を除く。)を変更したとき。 最近三営業年度の利益の処分又は欠損の処理に関する書面 最近三営業年度末の貸借対照表及び最近三営業年度の損益計算書 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付(法第百五十六条の三第一 最近の日計表 (削除) (削除) (削除) し し 法第百五十六条の六第一項第四号に規定する総理府令・大蔵)を変更したとき 次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは 次に掲げる業務とする。 その貸付の状 2 兀 + 八 \equiv 下同じ。)は、 + 六 五 速やかに金融監督庁長官に届出をしなければならない 九 結した契約を変更したとき 可に係る事項を除く。 を行ったとき 証券金融会社 (法第二条第十七項に規定する証券金融会社をいう。 業務の種類及び方法(法第百五十六条の七第一項第三号に定める認 定款(認可及び承認に係る事項を除く。 役員を変更したとき。 本店、 最近三営業年度の利益の処分又は欠損の処理に関する書面 付けている場合においては、 免許申請の際現に証券取引所の会員に対して金銭又は有価証券を貸 証券取引所の決済機構を利用することについて当該証券取引所と締 登記簿の記載事項を変更したとき。 最近三営業年度末の貸借対照表及び最近三営業年度の損益計算書 最近の日計表 (新設) 支店その他営業所の新設又は名称若しくは所在の場所の変更 次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、)を変更したとき。 その貸付の状況を記載した書面 を変更したとき。 以

- 二 有価証券の受渡しに関する代理業務
- 三 国債証券の元利金支払の代理業務

- 五
 有価証券及び金融監督庁長官に届け出た証書等の保管業務

開設に関する業務

2 第二条 受けようとするときは、 二 定款の変更を必要とする場合には、これに関する株主総会の議事録 督庁長官に提出しなければならない 督庁長官の承認を受けなければならない た業務の内容を変更しようとする場合には、 督庁長官に提出しなければならない。 受けようとするときは、 \equiv る書類を添付した届出書を提出するものとする。 (他業兼営の承認申請 業務内容の変更等の認可申請 証券金融会社が法第百五十六条の六第三項の規定に基づく承認を受け 面 理由書 理由書 最近の日計表 業務の方法を記載した書面 承認を受けようとする業務の内容及びその収支の予想を記載した書 その他参考となる書類 証券金融会社は、 証券金融会社は、 (削除) 次に掲げる書類を添付した承認申請書を金融監 次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融監 法第百五十六条の七第一項の規定により認可を 法第百五十六条の六第三項の規定により承認を 同項の規定に基づく金融監 第二条 第三条 2 号に掲げる行為について認可を受けようとするときは、 受けようとするときは、 た業務の内容を変更しようとする場合には、 督庁長官に提出しなければならない。 を添付した認可申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない 督庁長官の承認を受けなければならない。 商号変更等の認可申請 証券金融会社が法第百五十六条の六第一項の規定に基づく承認を受け 面 他業兼営の承認申請) 会の議事録 による定款の定の変更に係るものであるときは、 理由書 定款の変更を必要とする場合には、 当該認可申請が、 最近の日計表 承認を受けようとする業務の内容及びその収支の予想を記載した書 証券金融会社は、 証券金融会社は、 商号の変更又は法第百五十六条の九第二 法第百五十六条の七第一項の規定により同項各 次に掲げる書類を添付した承認申請書を金融監 法第百五十六条の六第一項の規定により承認を これに関する株主総会の議事録 同項の規定に基づく金融監 これに関する株主総 次に掲げる書類 |項の規定

(報告又は資料の提出)	(届出書の添付書類)
種類及び担保掛目の上限	
四〜その他の金銭又は有価証券の貸付の条件〜金利の上限並びに担保の	
済の方法並びに貸付期限	
三(その他の金銭又は有価証券の貸付の方法(貸付の種類、貸付及び返)	
限並びに貸借担保金の率の下限	
二 貸借取引の貸付の条件 金利の上限、担保の種類及び担保掛目の上	
並びに貸借取引の制限の方法	
引」という。)の貸付の方法(貸付及び返済の方法、貸借取引の期限	
証券を証券取引所の決済機構を通じて貸し付ける場合(以下「貸借取	
の計算においてする有価証券の売買取引の決済に必要な金銭又は有価	
一法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引及び証券会社が自己	
	金の率の下限とする。
に定める事項とする。	条件とは、金利の上限、担保の種類及び担保掛目の上限並びに貸借担保
券の貸付の方法又は条件とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号	付(法第百五十六条の三第一項に規定する業務に係るものに限る。)の
第三条の二 法第百五十六条の七第一項第三号に規定する金銭又は有価証	第三条の二 法第百五十六条の七第二項に規定する金銭又は有価証券の貸
(金銭又は有価証券の貸付の方法)	(金銭又は有価証券の貸付の条件)
を記載した書面及び最近の日計表	
は変更に係るものであるときは、当該決定又は変更に伴う収支の予想	
四 当該認可申請が、金銭又は有価証券の貸付の方法又は条件の決定又	(削除)
最近の日計表	
のであるときは、これに関する株主総会又は取締役会の議事録並びに	関する株主総会の議事録及び最近の日計表
三 当該認可申請が、発行する株式の総数又は資本の額の変更に係るも	当該認可申請が、資本の額の減少に係るものであるときは、これに

第三条の三 ಠ್ಠ 理由書のほか、 法第百五十六条の七第二項の規定による届出を行う場合には 次に掲げる書類を添付した届出書を提出するものとす 第三条の三 承認が行われた後、 証券金融会社は、 速やかに貸借対照表、 商法第二百八十一条に規定する取締役会の

貸付の条件を記載した書面の新旧対照表 金銭又は有価証券の貸付の条件を決定又は変更しようとするとき

を記載した書面及び増資後に想定される貸借対照表 資本の額を増加しようとするとき 取締役会の議事録、 増資の方法

Ξ 商号を変更しようとするとき 株主総会の議事録

2 法第百五十六条の七第三項の規定による届出を行う場合には、 理由書

を添付した届出書を提出するものとする。

3 容を記載した書面を添付した届出書を提出するものとする。 第一条第二項の規定による届出を行う場合には、 理由書及び変更の内

> ιĵ は損失処理案を提出し 次の各号に掲げる書類を添付しなければならな 損益計算書及び利益処分案又

前事業年度と対比した貸借対照表 (財務諸表等の用語 様式及び作

成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の様式によ

り作成されたものに限る。

前事業年度と対比した損益計算書(様式は前号に同じ。

 \equiv 利益処分状況 (様式は第一号に同じ。

兀 別紙様式一により作成された償却等引当状況

五 別紙様式二により作成された役員及び従業員の状況並びに一 般管理

費の状況

六 別紙様式三により作成された営業考課表

七 別紙様式四により作成された損益諸比率及び諸比率算式表

2 げる書類を提出しなければならない。 証券金融会社は、 中間決算の取締役会終了後、 速やかに次の各号に掲

作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の様式に より作成されたものに限る。 前中間期と対比した貸借対照表 (中間財務諸表等の用語) 様式及び

前中間期と対比した損益計算書(様式は前号に同じ。

Ξ 別紙様式三により作成された営業考課表

3 成された当該事業年度に係る業務報告書を提出しなければならない。 証券金融会社は、 毎事業年度終了後三月以内に、 別紙様式五により作

4 証券金融会社は、 各月の営業及び経理の状況等につき、 次の各号に掲

げる書類を当該月の翌月十五日までに提出しなければならない。

- 貸付部門別運用状況及び調達状況を示した書類
- 債券貸借の仲介業務の状況を示した書類
- 5 証券金融会社は、 貸借取引に関して次の各号に掲げる場合に該当する

こととなった場合は、 速やかにその報告を行わなければならない。

- 貸借取引規制を実施又は解除した場合
- 貸付金利を設定又は変更した場合
- \equiv 貸借担保金率を設定又は変更した場合
- 四 受入担保掛目を設定又は変更した場合
- 貸借銘柄を選定又は変更した場合
- 五
- 六 貸借取引融資限度額を設定又は変更した場合
- 七 貸借担保金代用銘柄を設定又は変更した場合
- 八 証券会社別増担保徴収基準を設定又は変更した場合
- 九 貸付名称及び区分等を変更した場合
- 6 証券金融会社は、 貸借取引以外の貸付に関して次の各号に掲げる場合

に該当することとなった場合は、 速やかにその報告を行わなければなら

- ない。
- 受入担保掛目を設定又は変更した場合

貸付金利を設定又は変更した場合

- \equiv 貸付名称及び区分等を変更した場合

7

証券金融会社は、

業務に関し証券取引所と新たな契約を締結したとき

Ιţ 速やかにその報告を行わなければならない。

第五条 3 第四条 2 第三条の四 Ξ 告を行わなければならない。 Ξ 官に提出しなければならない うとするときは、次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融監督庁長 次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合は、 ければならない。 終了後、 により作成し、 (業務の廃止又は解散等の決議に係る認可申請) (免許申請書の経由) (報告又は資料の提出) 証券金融会社は、 証券金融会社は、 面 理由書 決議時における日計表並びに資産及び負債の内容を明らかにした書 株主総会の議事録 融資限度額を設定又は変更した場合 貸付金利を設定又は変更した場合 取引の制限措置を実施又は解除した場合 法第百五十六条の三第二項の規定による申請書を内閣総理大臣に 証券金融会社は、 速やかに別紙様式二による中間決算状況表を作成し、 法第百五十六条の十四に規定する営業報告書は、 提出しなければならない。 法第百八十八条の規定により、 法第百五十六条の三第 法第百五十六条の十五に規定する認可を受けよ 一項に規定する取引に関して 中間決算の取締役会 速やかにその報 別紙様式 提出しな 第四条 第五条 きは、 Ξ なければならない 廃止又は解散に関する株主総会の決議について認可を受けようとすると (業務の廃止又は解散の決議に係る認可申請) (免許申請書の経由) 面 株主総会の議事録 理由書 決議時における日計表並びに資産及び負債の内容を明らかにした書 次に掲げる書類を添付した認可申請書を金融監督庁長官に提出し 法第百五十六条の三第二項の規定による申請書を内閣総理大臣に 証券金融会社は、 法第百五十六条の十四の規定によりその業務の

なければならない 提出しようとする者は、当該申請書を金融監督庁長官を経由して提出し 提出しようとする者は、 当該申請書を金融監督庁長官を経由して提出し

(標準処理期間)

第六条 認可に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当 五十六条の三第一項に規定する免許、法第百五十六条の十五に規定する する認可に関する申請がその事務所に到達してから一月以内に、法第百 又は第二条第二項に規定する承認又は法第百五十六条の七第一項に規定 内閣総理大臣又は金融監督庁長官は、 法第百五十六条の六第三項

該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

当該申請を補正するために要する期間

Ξ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

追加するために要する期間

なければならない。

(標準処理期間)

第六条 内閣総理大臣又は金融監督庁長官は、 法第百五十六条の六第 項

規定する認可(同項第四号に係るものに限る。)に関する申請がその事

若しくは第二条第二項に規定する承認又は法第百五十六条の七第一項に

務所に到達してから一月以内に、 法第百五十六条の三第一項に規定する

免許、 のを除く。 法第百五十六条の七第一項に規定する認可 (同項第四号に係るも)又は法第百五十六条の十四に規定する認可に関する申請が

その事務所に到達してから二月以内に、それぞれ当該申請に対する処分

をするよう努めるものとする。

当該申請を補正するために要する期間

前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

2

_ 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

Ξ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を

追加するために要する期間